平成２３年（フ）第６７号
青森県三戸郡三戸町大字八日町37番地
破産者　株式会社松屋
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
岩手県花巻市松園町469番地５
破産者　有限会社日本住設
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１７１９号
横浜市港北区新横浜３丁目24番地５
破産者　ソリッドソフト株式会社
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７２号
新潟市西蒲区巻甲4083番地１
破産者　株式会社古木工業
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
山梨県南巨摩郡富士川町駅前通り１丁目421番地
破産者　株式会社カクヨ
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
岐阜市太郎丸中島10番地１　メープル・リーフ和Ａ棟201号室
破産者　豚しゃぶこぶたこと　藤吉　　勉
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３３号
愛知県西尾市東幡豆町向山28番地２
破産者　株式会社神谷組
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
京都市西京区川島東代町55―７　コーポ東代102号
破産者　有限会社エクシード
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
兵庫県西宮市柏堂町１番８―202号
破産者　有限会社ヘルハウス
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２０号
兵庫県西宮市羽衣町７番30号310
破産者　有限会社ミントジャム（旧商号有限会社佑学社）
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８５号
山口県下関市竹崎町４丁目４番８号
破産者　株式会社アーリーコンピュータ
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
宮崎市学園木花台桜１丁目16番地６
破産者　有限会社心風
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０２号
埼玉県深谷市萱場420番地２　リヨン205号
破産者　大楠　輝美
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５３号
千葉県木更津市富士見１丁目13番13号
破産者　稲葉　吉継
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１６３号
千葉県富津市売津34番地の２
破産者　神子　吉行
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２８号
千葉県君津市三直1248番地　吉川工業小峰社宅４―204
破産者　鈴木　義夫
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９５５号
札幌市手稲区前田４条13丁目５番13号　１階
破産者　武藤由志順
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
釧路市緑ケ岡１丁目14番2205号
破産者　ダンスショップ舞夢こと　須藤　泰宏
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
岩手県花巻市下北万丁目186番地６、開始決定時の住所岩手県北上市黒岩19地割49番地
破産者　田口　　毅
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３号
福島県喜多方市高郷町上郷字狸石丙386番地、前住所福島県会津若松市北滝沢２丁目６番37号
破産者　佐藤　文博
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
茨城県水戸市大町３丁目３番15―603号　大町アイビーキャッスル、旧住所茨城県水戸市南町３丁目２番22―702　シティパレス水戸南町
破産者　亀山　裕一
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所